

背景

現行の仲裁法



- ・平成15年(2003年)
モデル法に準拠して制定
- ・モデル法2006年改正には一部未対応

モデル法



- 国連国際商取引法委員会
(UNCITRAL)において
- ・昭和60年(1985年)策定
- ・平成18年(2006年)改正

国際仲裁の活性化に向けた取組

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議 (平成30年4月中間取りまとめ)

- 当事者が仲裁地を選択するに当たっては、対象国の法制度の在り方に重大な関心
- ⇒ 最新の国際水準に見合った法制度を備えていることは、我が国の国際仲裁を活性化させる上で重要な要素
- ⇒ 基盤整備の一環として、関連法制度の見直しの要否を検討すべき

- ・成長戦略フォローアップ(令和2年7月閣議決定)「仲裁関連法制度の見直しの検討を加速」
- ・日本仲裁人協会(JAA)、日本弁護士連合会等の関連団体からも仲裁法制の見直しを求める声あり
- ・外弁法(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法)の一部改正(令和2年5月)により、国際仲裁代理の範囲拡大、国際調停代理の規定整備

これまでの検討状況

仲裁法制の見直しを中心とした研究会 (座長:山本和彦一橋大学大学院教授)

- ・民事手続法・国際私法研究者、実務家のほか、法務省・最高裁も参加
- ・令和元年12月検討開始、令和2年7月報告書取りまとめ

(報告書の主な内容)

1. モデル法2006年改正への対応として、仲裁廷による暫定保全措置(※)について、公序に反しないこと等、一定の要件の下、裁判所の決定により強制執行を可能とする制度を構想

※ 仲裁判断があるまでの間、仲裁廷が当事者に対して一時的に、現状維持・原状回復、損害・手続妨害の防止、財産の保全、証拠の保全等の措置を命ずるもの

2. 裁判外で行われる調停による和解合意について、公序に反しないこと等、一定の要件の下、裁判所の決定により強制執行を可能とする制度を構想

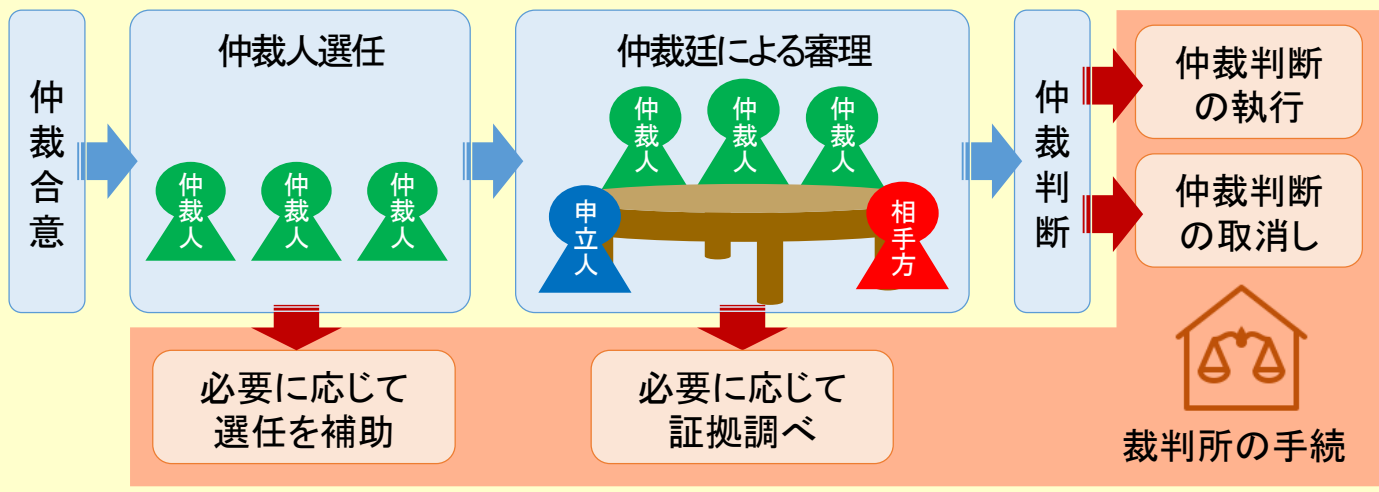
※ シンガポール条約(調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約)参照

3. 仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、専門的な事件処理態勢を構築する観点からの管轄規律の見直しや、一定の場合に外国語資料の訳文添付の省略を認めるなどの見直しを検討

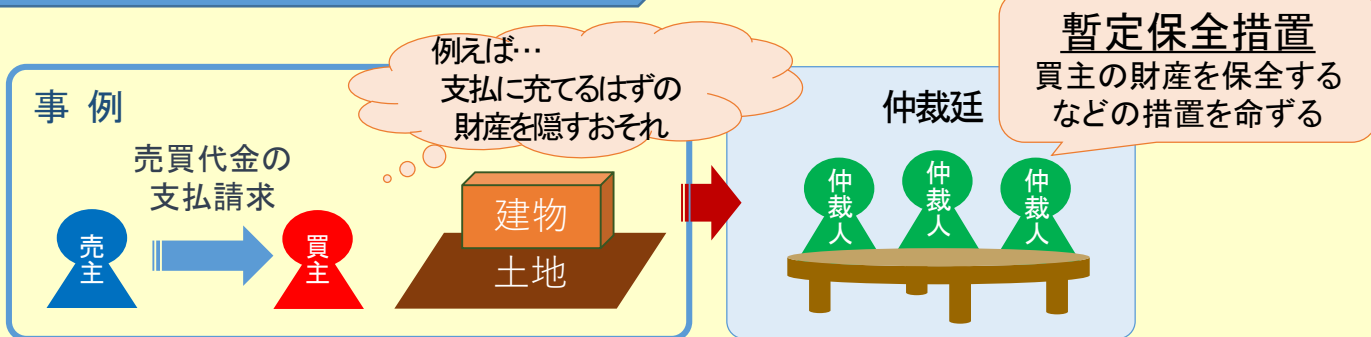
⇒ 令和2年9月、仲裁法制の見直しについて、法制審議会に諮問予定

現行の仲裁法制の概観

仲裁手続の流れ



暫定保全措置のイメージと課題



- ・ 現行法上、どのような場合に、どのような内容の暫定保全措置をすることができるかについては明文の規定がなく、全て仲裁廷の判断に委ねられている
- ・ 暫定保全措置については、裁判所による強制的な実現の手続がない

仲裁と調停の比較

仲裁

- ・ 民事上の紛争について、当事者が選任した**仲裁人の判断**に解決を委ねる手続
- ・ ニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約)により160か国以上で執行可能

(民間) 調停

- ・ 民事上の紛争について、当事者が選任した調停人の関与の下、**当事者の合意**により解決を図る手続
- ・ シンガポール条約(調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約)の採択による関心の高まり

- ・ 近時、世界的に国際調停の利用が進み、手続的にも国際仲裁と国際調停の相互利用が図られており、相互の連携の重要性が指摘されている
- ・ 現行法上、(裁判外で行われる)調停による和解合意に基づく強制執行は不可(※)
※ 仲裁判断については、裁判所の執行決定を得ることにより強制執行が可能となる